

入学料及び授業料の減免を希望される方へ

県立高等学校授業料等減免制度について

1 減免対象者

次のような場合には、入学料及び授業料(※1)の納入が免除される場合があります。(生活保護法による高等学校等就学費(生業扶助)の給付を受けることが出来る方を除く。)

(※1)授業料については
就学支援金の申請をすることができない方が対象です。

- ① 保護者両方の当該年度の市町村民税所得割が非課税(※)の場合
(※指定都市から課税されている方は、平成30年度の税源移譲前の税率により算出した市町村民税所得割が非課税となる場合。)
- ② 以下に該当する場合で、所得状況の変化後の所得により、想定される市町村民税所得割額を算出し、非課税基準に該当する場合
ア) 保護者が死亡又は長期の傷病にかかった場合
イ) 保護者の失職、転職等により家計が急変した場合
- ③ 保護者が天災その他不慮の災害を受け、一定の所得基準に該当する場合
- ④ その他授業料等の納入が困難な者で別に定める場合
(児童扶養手当を全額受給している場合や生徒が児童養護施設に入所している場合など)

※市町村民税所得割が確認できる書類

- 1, 納税通知書(6月に市町村から届くもので、住民税の支払いに使うものです。)
- 2, 特別徴収税額の決定・変更通知書(住民税が給与から天引きされている方に6月頃事業所を通して届きます。)
- 3, 市町村で発行する「課税証明書」等(市町村によって名称が異なります。)

※ 源泉徴収票や確定申告の写しでは市町村民税所得割額は確認できませんので、御注意ください。

2 申請方法

申請理由によって提出する書類が異なりますので、授業料等減免を希望される方は学校の事務室へお申し出ください。

授業料等減免制度に関するお問い合わせ先

埼玉県立越谷西高等学校 事務室
TEL 048-977-4155
〒343-0801 越谷市野島460-1

埼玉県教育局教育総務部 財務課 授業料・奨学金担当
TEL 048-830-6652 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1